長与町農業委員会会議録

令和元年５月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年５月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年５月２４日（金）　　９時３０分から１０時４５分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

７番　柿本　香代　　９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博

１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

３番　崎山　光子　　８番　岡﨑　道子

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　松本　あゆ子

事務局　おはようございます。（中略）定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和元年５月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、「１０人」の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は「８人」出席でございます。本日の欠席者は、３番、崎山光子委員、８番、岡﨑道子委員のお二人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。音声を取りやすいように会議室を閉め切っておりますので、クールビズで結構です。４月の後半から５月にかけて雨が少ないような状態が続いております。あるところでは３５度まで上がるということですから、体調管理には十分留意されてお仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、５月の農業委員会の総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。５番、辻田晶夫委員、６番、田中稔委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画についてが、７件。

第２号議案では、第１号議案の７件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、１件出されています。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　説明をする前に、議事録等で使用させていただきますので、マイクを利用しての発言をお願いいたします。（中略）

それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１パージから３ページの議案提出・規定・集計表当については、省略させていただきます。それでは、議案書の４ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、田、８９４㎡。利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物は、野菜です。期間は、令和元年６月１日から令和６年５月３１日までの５年間です。年間の借賃は、年間〇〇円。借賃の支払い方法は、毎年、年末に自宅へ納入とします。新規契約です。この案件は、未相続農地になりますので６・７ページに利用権の設定に関する同意書、相続関係説明図を添付しております。土地の所在ですが、１９ページをお開きください。本川内郷、〇〇ダムの付近、ＪＲ長崎本線の線路と〇〇川に挟まれた図のような場所が申請地、本川内郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。原口司推進委員。

推進委員
１　番

１６日の午前中に局長、森さん、柿本香代委員と４人で現地確認しました。（貸主）の土地は、田んぼだったのですが、彼は別の場所を借りて田んぼをされていて、遊ばせていた田んぼです。（借主）は皆さんご存知だと思うのですが、幅広く野菜を作られていて、（事業所名）に頻繁に出しておられます。特に現地確認をして、もうすでに野菜が植えられていたのですが、ちゃんと管理されて、（借主）が耕作されております。問題ないと思います。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。７番柿本香代農業委員。

７　番

原口さんからご説明があったように、問題はないと思います。すでに作付けはされてありましたけれども、（貸主）と（借主）との間で早くから話があり、相続のこともありまして、手続きに時間がかかりました。除草剤もかけられて、本当に綺麗に作付けをされていました。（借主）も一生懸命、（事業所名）や他の直売所に出荷されており、人も雇い入れて、毎日本当に休みなく働かれていますので、野菜を作ることには問題ないと思います。ご承認ください。よろしくお願いいたします。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。１件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、賛成の方、挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

全員で、可決することにいたします。次に、２件目をお願いします。

事務局

次に、８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、４筆です。本川内郷（地番）、田、３７０㎡。同じく（地番）、田　２４４㎡。同じく、（地番）、畑、３７８㎡。同じく、（地番）、畑、８９６㎡。

合計４筆の１，８８８㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は、本川内郷（地番）と（地番）が、野菜を、（地番）と（地番）は、果樹、みかんです。期間は、令和元年６月１日から令和６年５月３１日までの５年間です。

この案件も未相続農地になりますので、１０・１１ページに利用権の設定に関する同意書、相続関係説明図を添付しております。新規契約となります。

１２ページをお開きください。就農計画となります。（１）就農時における農業経営または、農業従事の態様に関する目標としては、心なごむ農村風景を作ることを第一義に人と自然が継続的に共生できる循環型農業を行う。子育てや家事、他の社会活動との関係で無理なくこなす。もしくは、互いに関連づけて働けられたらよい。自分の幸せの為に行い、それがひいては、家族や社会の幸せとなるようにする。（２）就農時における目標として、営農部門が、果樹、雑穀、豆類、家畜飼育、就農予定地は、長与町本川内郷。就農時期は、２０１９年６月。就農・経営形態が、果樹は柑橘、雑穀は、粟・稗・黍。豆類が大豆。家畜は、ヤギのレンタルを経営。経営規模は、０．３ｈａ、作目は、柑橘０．０３ｈａ、オリーブ０．１２ｈａ、雑穀０．０６ｈａ、ヤギ０．１ｈａ。所得目標としましては、議案書には空欄となっておりますが、確認したところ年間３００万円でした。農業労働力は、本人のみで、農業従事日数は３６２日です。過去の農業教育・研修経験は県立農業大学校等で平成２９年６月から平成３０年５月まで長崎県新規就農支援事業を受講しております。トラクター講習を受講し、大型特殊免許及びけん引免許を取得しております。また、栽培技術、肥培管理、病害虫防除等の基本的な知識習得のため、岡郷の柑橘農家〇〇様宅にて実地研修を受けております。農家等実務研修につきましては、岡郷にあります、〇〇オリーブ園にて平成３０年６月から令和元年５月までオリーブの植え付け、植え替え、病害虫対策、剪定、施肥、オリーブの実の加工、葉の加工、レモングラスの加工などの技術を習得するため研修を受けております。

次に、１３ページをお開きください。県農業大学校や農家等における研修計画はありません。次に、就農準備計画ですが、今回の議案にありますように、長与町本川内郷の農地を使用貸借にて借り受ける予定です。経営開始のための事業計画としましては、農業倉庫、籾摺り機、保冷庫、脱穀機、動噴等を自己資金で準備する予定です。運搬用の軽トラックにつきましては、平成３０年２月に自己資金で購入しております。資金調達については、自己資金で行います。

１４ページをご覧ください。営農計画書です。

土地の所在ですが、１９ページをお開き下さい。〇〇橋付近、〇〇川沿いの図のような場所が、申請地、本川内郷（地番）と（地番）となります。次に、図面、右上の県道長崎多良見線長与から（地域名）に向かう急カーブ付近の図のような場所が、申請地、本川内郷（地番）と（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この件は、新規就農による３０ａ以上の使用貸借です。現地確認をいただきました原口推進委員より経過等も含めて説明をお願いいたします。

推進委員
１　番

（借主）は、旦那さんは（企業名）に行かれておりました。奥さんの方は前から農業に興味を持たれて、いろいろずっとチャレンジされてきました。研修のところを見てもわかるように、今はまだ子供優先なのですけれども、オリーブ園に現在も実習に行っておられます。それで、３反もの広い土地をできるかというと、本格的に収入を得るところまでいくのはまだ時間がかかると思うが、農業をやりたいという意気込みだけは前からずっと持っておられるので、いろいろ問題はあるかもしれないが、どうにかして推進員としてもお手伝いができればと思い時々話しをしています。（貸主）の田んぼと畑については、今休ませていて、果樹の方は朝日が当たらなくて、あまりよくできない場所が（借主）の家のすぐ近くにあったため、それを「お金は要らないから使っていいよ」ということで、この話は出てきたものです。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長

続きまして、地元の担当農業委員の柿本委員さんお願いします。

７　番

（借主）は私も以前から知っておりまして、（借主）の当初の計画では、本川内ではない他の土地を借りて、農業をしたいということだったのですが、ここにきて地元の土地を借りるということでよかったなと思っています。年間の従事日数も３６２日となっておりますが、ヤギをすでに２頭飼っておられて、本当に原口さんがおっしゃるように、前向きなやる気がある方なので、側にいるものとしては応援していきたいと思っています。何ら問題ないと思いますので、ご承認よろしくお願いいたします。

議　長

説明が終わりました。この件について、ご意見・質問はありませんか。
９番　渡邉　章三委員。

９　番

１２ページに書いてあるのですが、３６２日というのが気になりましてね。あと、３日間休みかなと思ってですね。今、話を聞くとヤギを飼っているという事で、その日数になるのかなと。この方は、農業労働力は本人だけとのことだが、家族がどれくらいいらっしゃるのかなと思いまして、それが１点。それともう１点は、ヤギを１反分の土地で飼うと書いてありますよね、０．１。場所をどこでするのかなと。初年度はゼロ、今の話では、既にヤギを飼っているという話でしたので、近所迷惑にならない所だろうとは思いますが、２点質問です。

議　長

地元委員さんより ご説明をお願いします。

７　番	（借主）のご家族ですが、子供さんがいらっしゃいます。ここに書いているように、とにかく自然を大事にしたいということで、そういう（借主）の思いが子供を自然の中で育てて、将来的には子供を農業に従事させていきたいという当初の目的があられます。ヤギを去年から実際レンタルされていまして、今２頭いますが、昔は家のすぐ横に飼っておられましたけれども、今はすぐ上の（貸主）の畑に置かれています。ちゃんとイノシシ柵についても設置をご自分でされたそうです。そういう中で飼われています。〇〇さんのオリーブ園があるのですが、そこらへんで草を食べさせたり、運んで行って草のあるところで草を食べさせたり、また運んで次の場所でという風にこの前は話されていました。
推進委員 １　番	（借主）の旦那さんに地域の消防団にも入っていただいた。地域の中でものすごく前向きに活動してくださるので、奥さんに、旦那さんを一緒にさせたらいいのではないかと言ってみたが、まだとりあえずは自分でやれる範囲でやるということでした。ヤギがいるため、必ず毎日確認をすると、もちろん餌もやるが、元気かという確認をしなければならないため、３６５日と書いてもよかったが、３６２日と記入したとのことです。１日１回は元気かどうかの確認をするために、こんなにたくさんの日数を書いているということです。 柿本委員が言ったように、ヤギを飼う場所は離れた所に気にして飼っていらっしゃいます。自分ではあまりできないから、ヤギを増やしていって、ヤギにお手伝いをしてもらうというふうに考えているみたいです。
９　番	ヤギの計画書の０頭は２頭に改めてよろしいですか？現在０頭になっておりますが。
事務局	営農計画書のヤギのレンタルのところが令和元年は０頭に雄１頭、雌１頭それぞれ離して、飼育をされている状況です。今後時期がきたら一緒にして、ヤギを増やしていってそれをレンタルしてというお考えがあるようですので、今のところ０頭とご本人さんは表示をされているようです。雄１頭、雌１頭いるのですが、それを繁殖させて、その繁殖したヤギのレンタルを考えておられるので、現在 お貸しできないので０頭と記入されたと思います。そういう風に理解をしております。以上です。
議　長	レンタルという風に書いてありますので、そうすると搾乳はまだないわけですね。 ほかにご意見・質問はありませんか。 【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
２件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。
異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　挙手された農業委員が１２人、全員ですので、許可することに決定致します。次に、３件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に１５ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名、及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名、及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権の設定をする土地は５筆です。本川内郷（地番）、畑、７０１㎡。本川内郷（地番）、畑、４６㎡、同じく（地番）、畑、２２６㎡、同じく（地番）、畑、１０８㎡、同じく（地番）、畑、１５３㎡、合計５筆１，２３４㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で具体的な作物はオリーブです。期間は、令和元年６月１日から令和６年５月３１日までの５年間です。
この案件も未相続農地になりますので１７・１８ページに利用権の設定に関する同意書、相続関係説明図を添付しております。新規契約です。
土地の所在ですが、１９ページをお開き下さい。図面、左下、〇〇駅付近の図のような場所が、申請地、本川内郷（地番）となります。次に２０ページをお開きください。本川内郷、〇〇トンネル〇〇側の入り口付近の図のような場所が申請地、本川内郷（地番）、同じく（地番）、同じく（地番）、同じく（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員１　番　　１５ページのオリーブ園ですが、〇〇さんが、みかんからオリーブに切り替えて耕作されておりましたが、病気で亡くなりました。その後辛うじて管理していました。（借主）が〇〇オリーブ園さんに実習されています。これだけの広さをやれるかどうかは心配ではあるのですが、実がなったら、〇〇オリーブ園の方が自分のところに持ってきていいといってくれるらしいので、頑張ってやるということですので、どうにかして許可していただければと思います。

議　長　　続きまして、地元の柿本農業委員さん説明をお願いします。

７　番　　原口さんがおっしゃった通り、○○トンネルの横に道が入っており、オリーブも現にあって、とても耕作しやすい場所です。駅付近の（貸主）の土地も、車も行けますし、やぎも放たれているので、木も合い中が近すぎるので、先では木を切って実を利用したいということでした。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
６番　田中委員さん、お願いします。

６　番　　（借主）は、うちの研修会にもよく出席されていて知っています。事務局にお願いです。許可した場合１年後、２年後がどのような状況か経過を報告していただきたいと思います。以上です。

事務局　　（借主）については県の農業支援の補助をもらっての活動をしておりますので、今後も産業振興課とも連携して、総会の折でも報告をしていきたいと思っています。
今回、（借主）は農業新聞で記事を書かせていただいておりますので、皆さん注目されると思いますし、道路端で荒らしていたら目立つような場所です。少しずつ関わり合いながら、見守っていけたらと思います。

議　長　　事務局の方から説明がありましたように、新規就農等の補助金を受けているとろは報告の義務がありますので、事務局の方に情報は集まれば、皆さんにもご報告をしていきたいと思います。ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
３件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　挙手された農業委員が１２人。全員賛成ですので、許可することに決定致します。次に、４件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　次に２１ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所　（氏名）さん、長与町三根郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）、利用権の設定をする土地は１筆です。三根郷（地番）の一部、田３４０㎡です。
利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物は水稲です。期間は、令和元年６月１日から令和６年５月３１日までの５年間です。年間の借賃は、年間〇〇円。借賃の支払い方法は、毎年、年末に自宅へ納入となります。新規契約です。
土地の所在ですが、２５ページをお開き下さい。三根郷、（施設名）付近の青く表示している図のような場所が申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、田中推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員３　番　５月１５日午前中に、柳原委員、事務局の森さん、松本さんと現地を確認しました。
そろそろ田植えの準備に入りますが、既に準備が整っていました。充分、管理できると思いますので、ご承認をよろしくお願いします。

議　長　続きまして、地元の柳原農業委員さんお願いします。

２　番　（貸主）は、高齢になられ耕作できないということで、（借主）に耕作していただくように頼まれたそうです。新規となっていますが、前は他の方が借りて耕作されていました。（借主）もご自分の田んぼは持っておられず、８反位借りて耕作されています。
ご承認をお願いします。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。４件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。
異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　挙手された農業委員が１２人。全員一致で許可することに決定致します。
次に、５件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に２３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん長与町三根郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権の設定をする土地は２筆です。三根郷（地番）、田８０３㎡。同じく（地番）田１，０６８㎡、合計２筆１，８７１㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は水稲です。期間は、令和元年６月１日から令和６年５月３１日までの５年間です。新規契約です。
土地の所在ですが、２５ページをお開き下さい。
三根郷、（施設名）付近の赤く表示している図のような場所が申請地、三根郷（地番）、緑で表示している場所が申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、田中推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員３　番　　５月１５日に確認を行いました。現地は既に、田植え準備がされており問題はないと思います。宜しくお願いします。

議　長　　続きまして、地元の柳原委員さん説明をお願いします。

２　番　　（借主）は、先ほど説明をさせていただきました通りなのですが、（貸主）は（県外）で仕事をされることが多く、農業はほとんどできない状況なので（借主）にお願いをされました。

以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。５件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。
異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　挙手された農業委員が１２人。全員一致で許可することに決定致します。次に、６件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に２６ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）、利用権の設定をする土地は１筆です。斉藤郷（地番）、田　６７４㎡、利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物は水稲です。期間は、令和元年６月１日から令和４年５月３１日までの３年間です。年間の借賃は、年間、米〇〇ｋｇ。借賃の支払い方法は、毎年、１０月末に自宅へ搬入となります。
この契約は、平成２８年６月に新規契約を行い、１回目の更新となります。土地の所在ですが、２９ページをお開き下さい。斉藤郷、（施設名）横の赤く表示している図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、坂本推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員
７　番　　５月１５日午前に、事務局２名、渡邉委員、私の４名で現地確認を致しました。（借主）はたくさん田を持ち、農業機械も揃えておられ、継続ということで何の問題もないと思います。

議　長　　続きまして、渡邉農業委員さんお願いします。

９　番　　坂本委員さんの説明の通りです。田は１町ちかく耕作されております。殆ど常用、機械でされていますので、問題はないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
田中委員さん、お願いします。

６　番　　地元委員さんにおたずねします。
場所は（施設名）の真裏ですが、赤い部分は１枚ではなく間は切れているのですか？

９　番　　はい。赤い部分で切れています。手前に１枚あり、別の地主さんが耕作されています。

６　番　　はい。わかりました。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。６件目の説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。
異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　挙手された農業委員が１２人で、全員一致で許可することに決定致します。
次に、冒頭申し上げましたとおり第１号議案の７件目並びに第２号議案の農地中間管理

事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議を致します。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　次に２８ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人　長崎県農業振興公社理事長　上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号、（県庁行政棟５Ｆ）、利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）、利用権を設定する土地は、１筆です。斉藤郷（地番）、田１，９７２㎡です。利用権の種類は賃貸借権で利用内容は水田です。期間は、令和元年７月１０日から令和６年７月９日までの５年間です。借賃は、物納で、年間、米〇〇ｋｇを毎年１２月２１日までに転借人が、（貸主）の自宅へ直接届けます。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は賃貸借です。新規契約となります。
土地の所在ですが、２９ページをご覧下さい。斉藤郷〇〇橋付近の緑色で表示している場所が申請地　斉藤郷（地番）となります。
次に第２号議案
農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）、利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人　長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん。長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）権利を設定する土地は、第１号議案の７件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。なお、第１号議案７件目の（貸主）と第２号議案の（借主）は、平成２１年７月に新規契約を行い２回目の更新となりますが、今回の契約より農地中間管理事業を利用することになりましたので、新規契約となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていますので、坂本推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員７　番　５月１５日に現地確認をいたしました。もともと相対契約されていたので、別に問題はないと思います。

議　長　続いて、渡邉農業委員さんからお願いします。

９　番　坂本委員さんの説明の通りです。今回からは農地中間管理機構を利用すると言うことで何も問題ないと思います。（借主）は、他に２か所この地区で借りて水稲を耕作されています。

以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柿本委員さん、お願いします。

７　番　　借賃の年額欄に米〇〇kg、〇〇円とありますが、両方ですか？ 米に換算した金額ですか。

事務局　　当初、契約の時には物納ということでしたが、農地中間管理事業を利用する場合は物納だけが認められております。今回契約をする時に貸主さんと借主さんの間に農業振興公社が入っているので、もし借主さんが ご病気等で耕作することができなくなり米〇〇kgを納めることが期日１２月２１日までにできなかった場合は、それに相対する金額〇〇円を公社がかわってお支払いしますという契約になります。そういったことで２段書きになっております。
以上です。

７　番　　はい。ありがとうございます。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。
田中委員さん、お願いします。

６　番　　今、説明がありました本人が病気等で農業ができないので、中間管理機構がお金を支払いますというのは何年間ですか。

事務局　　借主さんが農業継続をできない場合は、３年間は管理しますよということになっています。

議　長　　ご存じのように 3 年間の間に次の方をみつけるのが基本で、みかん畑も水田も同じになります。

６　番　　はい。わかりました。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。まず、第１号議案の７件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　農業委員が１２人で、全員一致で許可することに決定致します。続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の７件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第１号議案の７件目並びに第２号議案の案件について『意見なし』の農業委員の方は、は、挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　挙手された農業委員が１８人で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。次に行事報告に移ります。事務局報告をお願いします。

【この後、令和元年５月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会します。